

九条に基づく外交努力こそ

岸田政権は12月16日、「安全保障3文書」（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）以下「3文書」と略記）を閣議決定した。

2015年の安保法制によって法制面で集団的自衛権行使＝「戦争国家づくり」の環境整備を行い、今度は、実践面でそれを担う自衛隊の能力を抜本的に強化しようとするものである。「3文書」によって日本が戦後の方針としてきた「専守防衛」を完全に投げ捨てアメリカの戦争に巻き込まれかねない危険がまわりないものである。

「3文書」自身も「戦後の安全保障政策の大転換」と呼ぶ、日本の国のあり方の根本からの転換を、選挙で国民の信を問うことも、国会でのまともな審議すらなしに一片の閣議決定で強行することは、民主主義を根底から破壊する暴挙である。

戦後方針の大転換——敵基地攻撃能力の保有

「3文書」の第1の問題は、「反撃能力」という名で敵基地攻撃能力の保有を進めることにある。

防衛力整備計画では、射程を1000km以上に延伸させた地对艦誘導弾、高速滑空弾及び極超音速誘導弾の開発、射程約1600kmの米国製トマホークを始めとする外国製スタンダード・オフ・ミサイルの着実な導入実施などとしている。

歴代政権は、敵基地攻撃について、「法的には可能」だが、「平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っている」ということは、憲法の趣旨とするところではない（1959年3月、政府答弁）との立場を一貫してとってきた。「3文書」は、この立場を根本的に転換するものである。

日本をアメリカの戦争に巻き込む危険

第2の問題は、相手国に脅威を与える大軍拡を進めれば、相手国の軍事的対応を加速させ、結果として日本を危険にさらすシレンマに陥ることである。「軍事対軍事」の悪循環に陥らざるを得ない。

とりわけ重大な危険は、集団的自衛権を発動するもとの敵基地攻撃である。安保法制では、日本が武力攻撃を受けていなくても、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険」（存立危機事態）のさいに、武力行使ができるとしている。すなわち、日本が武力攻撃を受けていなくとも、米軍が始めた戦争を日本の「存立危機事態」と認定すれば、相手国領域に対して敵基地攻撃能力を使って攻撃を行うことになる。「日本を守る」どころか、日本を全面戦争に巻き込むのが、「3文書」がもたらす帰結である。

暮らしか社会保障への深刻な影響

第3の問題は、暮らしか社会保障への深刻な影響である。2023年度政府予算案に、それは早くも表れている。

「3文書」と前後して、岸田首相は11月28日、防衛費を今後5年以内に大幅に増やし、対GDP比で2%にするよう防衛・財務両大臣に指示した。1976年の三木内閣以来続いてきたGDP比1%程度の目安を一挙に2倍に増やすものである。

2023年度政府予算案でも、防衛費は、再来年度以降の軍事費に充てる「防衛力強化資金」（仮称）への繰り入れを含めて前年度比4・8兆円増の10・2兆円に膨れ上がった。歳出総額14兆円の9%、歳出増加額7兆円の7割が防衛費関係に充てられるという異常な軍拡予算となっている。さらに、「防衛費は建設国債の対象としない」というこれまでの政府方針を変更して自衛隊の艦

船整備に建設国債を充てるなど、戦前の戦争偏重の財政への反省の上に立って築かれたルールを投げ捨てている。

「防衛力整備計画」では、2023年度から27年度までの5年間における防衛力整備の水準を43兆円とし、2027年度時点での予算水準をGDP比2%にするとしているが、なぜ5年間で43兆円なのか、なぜGDPの2%なのかについて、説明はなされておらず、「対米公約」による「規模ありき」の膨張といわざるを得ない。それどころか、「3文書」は「10年後までに」より早かつ遠方で我が国への侵攻を阻止・排除できるように防衛力を強化する」と、さらなる軍拡を進めることを明記していることも大問題である。

防衛費大幅増のために、暮らしの予算は軒並み削減された。社会保障費は医療費の削減と負担増、雇用対策費の削減などで1500億円も圧縮され、年金給付は実質削減、岸田首相が掲げた「子育て予算倍増」は、まったく看板倒れとなった。国立病院などの積立金や、コロナ対策資金の一部まで、「防衛力強化資金」の財源に充当された。

防衛費を2倍に増やすと、世界第3位の軍事大国となり、そのための予算は新たに年5兆円以上が必要となる。法人税増税に抵抗する財界の意向を汲む政権の下では、消費税の大増税が、医療・福祉など社会保障の大削減をもたらすことは明らかである。5兆円を消費税増税で対応すれば、国民1人あたり4万円の恒常的増税である。国民に幅広く税負担を求めるのならば、解散・総選挙で信を問うべきである。

5兆円規模の予算があれば、医療費窓口負担が軽減できるほか、年金給付の充実、大学授業料無償化や学校給食無償化など、医療や福祉・教育など、国民の暮らしは格段に充実できる。

高まる改憲発議の危険／九条を生かした外交こそ

岸田首相は、自身の自民党総裁任期の2024年9月までの憲法改正実現に意欲を示している。国会では22年、緊急事態条項の国会議員任期延長を中心に討議され、衆院憲法審査会で論点を絞り込んだ。自民、日本維新の会、公明、国民民主の4党は改憲を訴え、「機は熟した」としていつ改憲を発議してもおかしくない状況にある。首相自身も、自民党機関紙（23年1月）で、昨年の憲法審査会の議論をふり返り、「与野党の合意を得ながら、一つ一つ結論を出していく」と与野党全体で一層活発な議論が行われることを期待する」と改憲への執念を語っている。しかし、日本国憲法のもとですべきなのは、戦争の心配のない世界をどうつくるか、その努力こそが必要である。

戦争の心配のない東アジアを作るには、あれこれの国を排除するのではなく、地域のすべての国を包摂する平和の枠組みを築くことが必要である。しかし、政府は「日米同盟の強化」、日米豪印（クアッド）などとの連携をあげ、軍事同盟強化を進め、過去最大となった政府開発援助（ODA）に他国軍支援を盛り込むODAの軍事化を進めるなど、特定の国を排除するプロック的対応に終始している。

戦後70年余り日本が保持してきた「専守防衛」方針は、日本が軍事大国にならない、他国に対して軍事的脅威を与えない、日本は侵略されればそれを排除するために防衛力を行使するが、他国領域では軍事力を行使しないという要素で成り立ち、東アジアにおいて相手国に我が国が脅威とならないことを示す「安心供与」の要である。

憲法九条を生かした平和の外交戦略こそ必要である。

憲法のびびり参加を

「あいち医師・歯科医師九条の会」は2月18日（土）に憲法のこといを開催します（チラシ参照）。是非ご参加ください。

国会にも国民にも信を問わない安保「3文書」は撤回を

